

今後の水道水質基準等の見直し案について



厚生労働省は、平成 28 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会(平成 28 年 12 月 20 日開催)を開き、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が現行評価値と異なる評価値が得られた農薬類 3 物質について、目標値の見直しを行うことになりました。

見直し案は、以下の通り。

略号	項目	新評価値(案) (mg/L)	現行評価値(mg/L)	対応方針(案)
対-012	イソキサチオン	0.005	0.008	強化
対-036	グリホサート	2.5	2	緩和
要-011	ブロマシル	0.05	—	新規設定

対: 対象農薬リスト掲載農薬類

要: 要検討農薬類

ブロマシルについては、次回の厚生科学審議会生活環境水道部会における審議をもって新目標値を設定し、平成 29 年 4 月 1 日から適用し、イソキサチオン及びグリホサートについては、次回の厚生科学審議会生活環境水道部会における審議の後、パブリックコメント手続きを経て新目標値を設定し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するとしています。

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道 GLP 認定機関として、長年の水質検査の実績があります。お気軽にお問合せください。

資料 平成 28 年度 厚生労働省第 2 回水質基準逐次改正検討会資料

分析技術箇所 長谷川知草

